

組織・会則

岡山実験動物研究会役員

会長

佐藤 勝紀 (岡山大・農・教授)

理事

石井 猛 (岡山理大・教授)

倉林 譲 (岡山大・医・助教授)

栗本 雅司 (株林原生物化学研究所・
藤崎研究所長)高橋 正侑 (ノートルダム清心女子大・家政学部・
教授)

初鹿 了 (川崎医大・名誉教授)

三谷 恵一 (岡山大・文・教授)

山下 貢司 (川崎医大・附属病院長)

常務理事

新井 成之 (株林原生物化学研究所・藤崎研究
所・サブディレクター)

大森 齊 (岡山大・工・教授)

亀井 千晃 (岡山大・薬・教授)

河田 哲典 (岡山大・教育・助教授)

国枝 哲夫 (岡山大・農・助教授)

佐藤 芳範 (株林原生物化学研究所・応用セン
ター・副参事)

辻岡 克彦 (川崎医大・教授)

内藤 一郎 (重井医学研究所・超微形態部門・
室長)

山本 敏男 (岡山大・歯・教授)

監事

中永征太郎 (ノートルダム清心女子大・家政学部・
教授)

河本 泰生 (岡山大・農・助教授)

[第36回岡山実験動物研究会の開催]

本年11月27日(金)午後1時30分から岡山国際交流センターで招待・特別講演等3題を予定しています。この研究会では現在深刻な問題となっている環境ホルモンにお詳しく、その名付け親である井口泰泉先生(横浜市立大・理学部・教授)にご講演いただく予定にしています。他の講師については現在未定です。本研究会の御案内は、会のプログラムが決まり次第会員の皆様に御通知いたします。奮って御参加下さい。

岡山実験動物研究会は会員皆様のご指導とご支援により、昨年12月創立15周年を迎えることができました。本年度から新たな気持ちで、より一層地域に根差した活動が展開できるよう努力していく所存です。今後も、(株)林原生物化学研究所・藤崎研究所の関係者のご協力を頂きながら、取り組んでいきたいと考えておりますので、会員の皆様には引き続きご鞭撻とお力添えを賜りますようお願い致します。

会の運営、企画などにご希望、ご意見がありましたら、ご遠慮なく事務局または最寄りの常務理事までご連絡下さい。事務局住所は下記の通りです。

〒700-8530 岡山市津島中1丁目1-1

岡山大学農学部 国枝 哲夫

TEL:086-251-8314

FAX:086-251-8388

E-mail:tkunieda@cc.Okayama-u.ac.jp

[会費納入のお願い]

平成10年度の年会費として、正会員は1,000円、賛助会員は30,000円(一口)を徴収いたしますので、本会報に挿み込まれている郵便払込通知票を用いて、年会費を郵便局からお振り込みくださいますようお願いいたします。

[編集後記]

第15号を無事発行することができました。発行にあたっては予定より遅れないように努めましたが、諸般の事情により少し遅れてしまいました。会報は従来のスタイルになっていますが、今年3月に(株)日本実験動物協会から発行された小冊子「実験動物生産施設・設備および管理に関する指針とその解説—マウス、ラット、ハムスター、モルモット、ウサギ編」の一部を参考資料として掲載しました。次号には各地の実験動物研究会の活動を紹介するコーナーをぜひ設けたいと考えています。

今後とも会員の皆様から実験動物、動物実験などに関する寄稿を積極的にお寄せいただきますようお願いいたします。また、会報の編集に関してのご希望、ご意見などもお寄せ下さい。

岡山実験動物研究会会則

(名称)

第1条 本会は岡山実験動物研究会（英文名：Okayama Association for Laboratory Animal Science）と称する。

第2条 本会は岡山県内並びに県外において実験動物及び動物実験に関心をもつ人々によって組織された団体である。

(目的)

第3条 本会は実験動物及び動物実験についての知識の交流をはかり、あわせてこれら関連領域の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 学術集会、講演会等の開催
2. 会誌及び関係学術資料の刊行
3. 会員相互の連絡
4. その他必要と認められる事業

(会員)

第5条 本会の会員は次の通りとする。

1. 正会員 本会の目的に賛同して、所定の入会申込書を提出した個人とする。
2. 賛助会員 本会の目的に賛同し、理事会の承認を経て所定の入会申込書を提出した個人または法人とする。
3. 名誉会員 本会の発展に功労があった者で、理事会の承認を経て推薦された者とする。

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

1. 理事 15名以上20名以内（うち、会長1名及び常務理事若干名）
2. 監事 2名
3. 評議員 若干名

(役員を選任)

第7条 会長及び常務理事は理事の互選によりこれを定める。理事は正会員の互選により選出された者とする。監事及び評議員は理事会が選出し、会長がこれを委嘱する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統轄する。必要に応じ理事会及び常務理事会を召集する。会長に事故あるときは、理事の互選により1名を選び、会長の職務を代行する。
2. 理事は理事会を組織し、本会の会務を審議し、議決する。
3. 常務理事は会長を補佐し、庶務、会計、渉外、集会、広報などの実務を担当する。
4. 監事は本会の会計を監査する。
5. 評議員は評議員会を組織し、会長の諮問を受け、重要事項を審議する。

(役員任期)

第9条 本会の役員任期は2年とし、再選は妨げない。

(会計)

第10条 本会の経費は正会員並びに賛助会員の会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。会計年度は暦年度とし、会費は別に定める。

(運営規則)

第11条 本会の運営はこの会則によるが、会則の変更は理事会の議決を経て、総会の承認を受けることとする。

(総会の構成)

第12条 総会は正会員をもって組織する。

(退会)

第13条 会員が脱会しようとするときは、脱会届けを会長に提出しなければならない。

(事務局)

第14条 本会に事務局を置く。

本会則は平成2年12月1日より施行する。